

京都市公契約基本条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第93号

京都市公契約基本条例の一部の施行期日を定める規則

京都市公契約基本条例中第6章並びに附則第3項及び第4項の規定の施行期日は平成28年4月1日とし、第3章（第10条及び第11条を除く。）及び附則第2項の施行期日は同年6月1日とする。

(行財政局財政部契約課)